

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 :	①北関東総合警備保障株式会社(法人番号9060001001355)
業者の住所 :	栃木県宇都宮市不動前1-3-14
	②セコム上信越株式会社(法人番号5110001002806)
	新潟県新潟市中央区新光町1-10
2 指名停止措置期間 :	令和4年8月24日から令和4年10月23日まで(2か月)
3 指名停止措置の範囲 :	北関東防衛局管轄区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
4 事実概要 :	上記有資格業者は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する特定機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定された。
5 指名停止措置理由 :	上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内